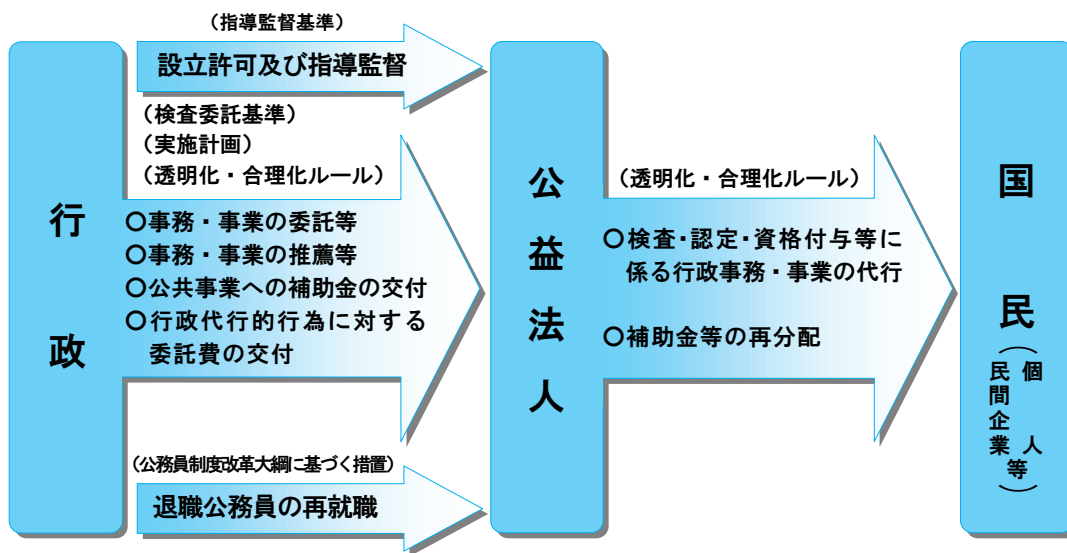


第3章

公益法人と行政のかかわり及びその改革

公益法人は民法の規定に基づき設立された民間法人であるが、公益法人の中には、補助金等の交付を受け、あるいは契約により国や独立行政法人等から支出を受けて活動を行うなど、行政と密接な関係にある法人も少なくない。こうした公益法人の事務・事業は、本来的には、公益法人を活用することを通じた効率的な行政運営、ひいては国や独立行政法人等の業務の簡素化等に資することを所期していたものであるが、現実には、無駄や非効率が生じてきた事態も否めない。



公益法人と行政との関係については、第4節で紹介するとおり、明治29年制定の民法に基づく現行の公益法人制度の抜本的改革が進められつつあり、今後、各府省と公益法人の関係が構造的に透明化・適正化されていくことが期待される。

他方、現行制度下においても、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている事務・事業の見直しや国から公益法人への補助金・委託費等の見直しなどが行われてきたところであり、引き続きこれらの着実な実施が求められる。また、道路関係業務の執行に関する種々の支出に対して数々の問題点を指摘されたこと等を受け、国土交通省に「道路関係業務の執行のあり方改革本部」が設置され、平成20年4月には、道路関係公益法人に関し広範にわたる改革方針が示された。

加えて、福田内閣総理大臣のイニシアティブの下、公益法人に係る行政の無駄の根絶を図る観点から、全府省において行政と密接な関係にある公益法人への支出についての集中点検が平成20年4月に開始された。さらに、7月には、内閣官房長官の下に行政支出総点検会議が設置されて、公益法人への支出を含む行政支出全般について国民の目線で無駄の根絶に向けた議論が行われることとなった。

今後、現行制度下におけるこれらの取組や公務員の再就職を透明化・適正化しようとする取組と公益法人制度改革とがあいまって、公益法人と行政のかかわりをめぐる問題についての改革が進捗していくことが期待される。

第1節 行政委託型法人等

公益法人が行う行政代行的行為等については、平成8年9月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を踏まえ、平成9年度から、公益法人と行政との関係を把握している。本節では、行政委託型法人等の数、行政委託型法人等が行う事務・事業の内容など、行政代行的行為等の実態及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定〔資料19〕。以下「実施計画」という。）における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）の実施状況を概観する。

1. 行政委託型法人等の定義

ここでは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人を「行政委託型法人等」としている（なお、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人に該当するものについては次節で扱っている。）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、検査検定・試験など、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりする業務（以下「検査等」という。）と、研究、促進啓発、指導助言などの「検査等以外」の業務に分けられる。

また、行政の関与の形態については、その形態に応じ、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的に国の事務を行わせる「委託等」と、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行う「推薦等」に分けられる。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次のように分類することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

2. 実施計画及び透明化・合理化ルール

国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査等については、実施計画に基づき、委託・推薦等に係る事務・事業の廃止や、登録機関による実施（法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査等の実施をいう。以下同じ。）への移行などの見直しが行われた。これにより、公益法人に対する国の関与は相当程度改善されたが、一連の見直しの後も、国の委託・推薦等を受けて検査等を行う公益法人が引き続き存在した。このため実施計画において、これらの公益法人については、透明化・合理化ルールを適用し、行政委託型法人等に対する国の関与について、行政及び公益法人の双方におけるより一層の透明性、効率性及び厳格性の確保を図ることとされている。

3. 行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等に係る指定等を受けている国所管の行政委託型法人等の数は、表3-1-1のとおり410法人であった。このうち、委託等を受けているものが178法人、推薦等を受けているも

のが279法人であった。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ77法人、114法人、推薦等についてはそれぞれ270法人、12法人であり、行政委託型法人等の約7割は検査等の委託等又は推薦等を受けている法人である。

なお、検査等の委託等を受けている77法人のうち16法人、検査等の推薦等を受けている270法人のうち267法人は、登録機関による実施等に移行した法人である。

次に、所管府省別に行政委託型法人等の数を見ると、表3-1-2のとおり、多い順に、厚生労働省が163法人、国土交通省が134法人、経済産業省が57法人であった。また、所管法人数に占める行政委託型法人等の数の割合を見ると、高い順に、厚生労働省14.9%、国土交通省11.7%、環境省10.8%と続いている。

表3-1-1 国所管の行政委託型法人等の数

	委託等	推薦等	合計
検査等	77 (16)	270 (267)	305 (244)
検査等以外	114	12	123
合計	178	279	410

- (注) 1 法人数はすべて重複を除いた実数
 2 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料82）に掲載している。）。
 3 括弧内は委託等又は推薦等に係る事務・事業のすべてについて登録機関による実施等に移行した法人数

表3-1-2 府省別国所管の行政委託型法人等の数

	委託等			推薦等			府省計 (A)	うち所管 外府省の みから指 定を受け ている法 人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以外	委託等計	検査等	検査等 以外	推薦等計				
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-	87	-
警察庁	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-
金融庁	1	3	4	0	0	0	4	1	132	3.0%
総務省	3	4	6	9	2	11	14	0	302	4.6%
法務省	0	1	1	0	0	0	1	0	137	0.7%
外務省	0	1	1	0	0	0	1	0	219	0.5%
財務省	1	0	1	1	0	1	2	1	708	0.3%
文部科学省	4	4	7	6	2	7	12	3	1,951	0.6%
厚生労働省	26	10	34	140	1	140	163	1	1,091	14.9%
農林水産省	8	7	15	33	3	36	45	3	437	10.3%
経済産業省	25	7	29	41	3	44	57	9	818	7.0%
国土交通省	22	80	95	56	0	56	134	10	1,142	11.7%
環境省	3	4	6	4	1	5	10	0	93	10.8%
防衛省	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
合計	77	114	178	270	12	279	410	25	6,720	6.1%

- (注) 1 「合計」の法人数は共管による重複を除いた実数
 2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託・推薦等されている法人の重複を除いた実数
 3 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料82）に掲載している。）。

4. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表3-1-3のようになる〔行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項で定められている事務・事業については、資料81〕。

委託等で指定条項数が最も多い事務・事業は①試験で、指定条項数は46（指定条項数の合計160〔表3-1-4参照〕の28.8%）となっており、以下、⑤検査検定が27（同16.9%）、⑦調査研究が22（同13.8%）と続いている。

推薦等では、③講習研修が指定条項数72（指定条項数の合計151〔表3-1-4参照〕の47.7%）となっており、以下、②審査証明が41（同27.2%）、①試験が13（同8.6%）と続いている。

表3-1-3 行政委託型法人等が実施する事務・事業

1. 委託等

	指定条項数	割合	主 な 事 例
①試験	46	28.8%	試験
②講習研修	20	12.5%	講習(会)、研修、養成、教習
③登録	18	11.3%	登録、記録
④交付表示	9	5.6%	交付、公示、表示、貼付
⑤検査検定	27	16.9%	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥助成	19	11.9%	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
⑦調査研究	22	13.8%	調査、研究、情報収集・提供
⑧促進啓発	15	9.4%	促進、啓発、広報、援助
⑨指導助言	17	10.6%	指導、助言、相談
⑩その他	38	23.8%	調停、廃棄等

2. 推薦等

	指定条項数	割合	主 な 事 例
①試験	13	8.6%	試験
②審査証明	41	27.2%	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
③講習研修	72	47.7%	講習(会)、研修
④登録	6	4.0%	登録
⑤その他	19	12.6%	保管、廃棄等

（注）1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表3-1-4の指定条項数の合計と一致しない。

2 割合は、表3-1-4の「委託等計」及び「推薦等計」のそれぞれ「合計」に対する割合を指す。

5. 指定条項数と根拠法令等の種別

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数は表3-1-4のとおり、全部で311であった。このうち、委託等に係るものが160、推薦等に係るものが151であり、これを検査等、検査等以外に区分すると、委託等についてはそれぞれ96、64、推薦等については141、10であった。

また、府省別の委託・推薦等に係る指定条項数は、多い順に、国土交通省が107、厚生労働省が84、経済産業省が53と続いている。

また、指定に係る根拠法令等の種別は、表3-1-5のとおりであり、法律が78.5%、府省令が19.6%などの割合であった。

表3-1-4 府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数

府省名	委託等			推薦等			府省計
	検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計	
内閣府	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	0	4	4	0	0	0	4
総務省	5	5	10	15	2	17	27
法務省	0	1	1	0	0	0	1
外務省	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	4	4	8	7	0	7	15
厚生労働省	33	14	47	34	3	37	84
農林水産省	0	8	8	6	2	8	16
経済産業省	18	5	23	28	2	30	53
国土交通省	33	23	56	51	0	51	107
環境省	6	6	12	7	1	8	20
防衛省	-	-	-	-	-	-	-
合計	96	64	160	141	10	151	311

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。
2 合計は、共管による重複を除く実数である。

表3-1-5 委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別

		指定条項数	指定条項数					
			うち法律	うち政令	うち府省令	うち告示	うち通達	うちその他
全体	合計	311	244	4	61	0	2	0
			78.5%	1.3%	19.6%	0.0%	0.6%	0.0%
委託等	合計	160	155	1	2	0	2	0
			96.9%	0.6%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%
	検査等	96	96	0	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
検査等以外	64	59	1	2	0	2	0	
		92.2%	1.6%	3.1%	0.0%	3.1%	0.0%	
推薦等	合計	151	89	3	59	0	0	0
			58.9%	2.0%	39.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	検査等	141	82	3	56	0	0	0
			58.2%	2.1%	39.7%	0.0%	0.0%	0.0%
検査等以外	10	7	0	3	0	0	0	
		70.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。
2 指定条項数は、共管による重複を除いた実数である。

6. 透明化・合理化ルールの実施状況

検査等の委託・推薦等に関する透明化・合理化ルールの主な内容は、次のとおりである。

- ① 検査等に係る事務・事業を所管する府省が講ずべき措置
 - ・事務・事業の法的位置付けの明確化（委託等に係る事務・事業の内容を法律で、推薦等に係る事務・事業の内容を法令で明確に規定すること等）
 - ・指定・登録基準等の明確化、公開等（法人の指定・登録基準を法令又は告示で明確に定めること、指定・登録基準、指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開すること等）
 - ・料金の決定及び積算根拠の公開（委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省で決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開すること）
 - ・事務・事業の定期的検証（事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行うとともに少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこと等）
- ② 検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき措置
 - ・中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと、推薦等された事務・事業を行う法人が必要な措置をとり、その措置が明らかになっていること等）
 - ・会計処理の明確化及び透明化（委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること等）
 - ・事務・事業の実施の透明化（国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自に行っている類似の事務・事業等とが第三者に明確に区別できるようにすること等）

これらの措置の実施状況は、表3-1-6のとおりである。

表3-1-6 透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合(%))	88	88 (100)	0 (0)	0 (0)	71 (80.7)	17 (19.3)	0 (0)
推薦等 (割合(%))	120	119 (99.2)	1 (0.8)	0 (0)	120 (100)	0 (0)	0 (0)
合計 (割合(%))	208	207 (99.5)	1 (0.5)	0 (0)	191 (91.8)	17 (8.2)	0 (0)

7. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、都道府県から委託・推薦等を受けているものも存在する。このような都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管公益法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する公益法人に委託・推薦等を行う場合とがある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち、各都道府県が自ら所管する公益法人の数については、表3-1-7のとおりであり、北海道の54法人が最多となっている。

都道府県から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、各府省から委託・推薦等を受けている場合とは異なった傾向が見られる〔行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項によって規定している事務・事業については、資料82〕。

表3-1-7 都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県名	法人数	都道府県名	法人数	都道府県名	法人数
北海道	54	石川県	37	岡山県	39
青森県	27	福井県	26	広島県	27
岩手県	22	山梨県	27	山口県	30
宮城県	35	長野県	22	徳島県	24
秋田県	24	岐阜県	28	香川県	28
山形県	26	静岡県	29	愛媛県	18
福島県	25	愛知県	36	高知県	22
茨城県	35	三重県	24	福岡県	44
栃木県	29	滋賀県	27	佐賀県	24
群馬県	29	京都府	27	長崎県	30
埼玉県	26	大阪府	37	熊本県	32
千葉県	22	兵庫県	37	大分県	21
東京都	27	奈良県	16	宮崎県	30
神奈川県	37	和歌山県	21	鹿児島県	27
新潟県	34	鳥取県	24	沖縄県	24
富山県	27	島根県	25	合計	1,342

第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算においてすべての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、公益法人に交付されるもの等が相当数存在することから、予算においてその全体像を把握することは困難である。そのため、平成18年度決算ベースで国所管の公益法人に対する各府省からの補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおりであった〔各府省別の補助金・委託費等の状況については、資料83及び84〕。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている公益法人は476法人あり、国所管の公益法人の7.1%であった。また、これらの法人に対する補助金等の交付総額は2,504億円となっている。これは、平成17年度と比較すると63億円（2.4%）の減であった。

公益法人に対する補助金等の交付状況について、法人の所管府省別に見ると、補助金等の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は文部科学省の117法人であり、以下、厚生労働省（116法人）、農林水産省（99法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている補助金等の額の合計が最も多い府省は経済産業省（783億円）であり、以下、厚生労働省（612億円）、農林水産省（468億円）と続いている〔資料83〕。

また、交付額別法人数を見ると、10億円以上の補助金等の交付を受けている公益法人が48法人ある〔法人名及び交付額については、資料85〕。一方、交付額が1,000万円未満の法人が126法人ある。

各府省から委託費の交付を受けている公益法人は、667法人あり、国所管の公益法人の9.9%であった。また、これらの法人に対する交付額は、1,020億円となっている。これは、平成17年度と比較すると190億円（15.7%）減少している。

公益法人に対する委託費の交付状況を法人の所管府省別に見ると、委託費の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省（223法人）であり、以下、経済産業省（172法人）、文部科学省（111法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている委託費の額の合計が最も多い府省は経済産業省（391億円）であり、以下、厚生労働省（274億円）、文部科学省（189億円）と続いている〔資料84〕。

また、委託額別法人数を見ると、委託額が10億円以上の公益法人が21法人あった〔法人名及び交付額については、資料86〕。一方、交付額が1,000万円未満の法人が219法人あった。

表3-2-1 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成18年度決算ベース：百万円）

	交付額 (百万円)	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	250,423	476	126 (26.5)	173 (36.3)	129 (27.1)	48 (10.1)
委託費 (割合%)	101,978	667	219 (32.8)	285 (42.7)	142 (21.3)	21 (3.1)
合計 (割合%)	352,400	963	292 (30.3)	358 (37.2)	240 (24.9)	73 (7.6)

- （注）1 交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数である。
 2 本資料における補助金等とは、平成18年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは、同じく目番号が「14」のものである。
 3 交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

2. 透明化・合理化ルールの実施状況

実施計画においては、第三者分配型補助金等（国から交付された補助金・委託費等のうち、交付先の公益法人において当該補助金・委託費等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの。以下同じ。）及び補助金依存型公益法人（国から交付された補助金・委託費等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人。以下同じ。）の見直しを行うとともに、引き続き国から補助金・委託費等を受ける公益法人については透明化・合理化ルールを適用することとしている。

補助金・委託費等の交付等に関する透明化・合理化ルールは、大きく、①第三者分配型補助金等及び補助金依存型公益法人に係る措置、②公益法人向け補助金・委託費等全般に対する措置の2つに分けられる。

① 第三者分配型補助金等及び補助金依存型公益法人に係る措置の実施状況

措置の概要は、以下のとおりである。

- ・法人の所管府省は、実施計画において「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、定期的な検証を行う。
- ・「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は、交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導

する。

また、各府省は、予算要求段階において、「第三者分配型」等となることが見込まれるものは原則として予算要求しないこと等、「第三者分配型」又は「補助金依存型」が新規に発生することを防止するための措置を講ずる。

第三者分配型補助金等又は補助金依存型公益法人が生じた場合には、その理由等を所管する府省のホームページに掲載するとともに、上記の実施計画の対象事項に対する措置に準じた措置をとる。

これらについての措置状況をみると、実施計画で例外事項とされた42件すべてにおいて上記の措置が講じられている。また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事項に係る補助金等の交付を受けている法人は、平成18年度決算において新たに対象となった法人を加えて30法人あったが、すべての法人で必要な措置が講じられている〔資料88〕。

② 公益法人向け補助金・委託費等全般に対する措置の実施状況

国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、公益法人向け補助金・委託費等全般に対する措置として、以下の事項を講ずることとされている。

- ・法人を所管する府省は、補助金・委託費等に係る事業概要、主な用途、交付先選定理由、法人が作成した補助金・委託費等支出明細書等をホームページに掲載する。
- ・補助金・委託費等の交付を受ける法人は、補助金・委託費等支出明細書を作成し、計算書類等と併せて当該法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。

公益法人向け補助金・委託費等全般に対する措置状況をみると、各府省が措置すべきホームページへの掲載については、補助金・委託費等の交付を受けている963法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は844法人(87.6%)である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は115法人(11.9%)であった。また、法人が措置すべき補助金・委託費等支出明細書等の作成、公開等については、963法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は671法人(69.7%)である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は274法人(28.5%)であった(表3-2-2)。

表3-2-2 透明化・合理化ルールの進捗状況(補助金・委託費等)

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合%)	963	844 (87.6)	115 (11.9)	4 (0.4)	671 (69.7)	274 (28.5)	18 (1.9)

(注) 法人数は共管による重複を除いた実数。

3. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

全公益法人のうち約7割を都道府県所管の公益法人が占めているが、これらの中には、所管する都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は2,833億円、交付法人数は3,782法人であった。また、委託費の交付額は3,701億円、交付法人数は2,771法人であった(表3-2-3。都道府県別の状況については、資料87。なお、本資料は、公益法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。)

表3-2-3 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成18年度決算ベース：百万円)

	知事部局所管		教育委員会所管		合計	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
補助金等	235,675	3,239	61,586	576	283,339	3,782
委託費等	326,462	2,587	59,158	215	370,122	2,771
合計	562,137	4,596	120,744	664	653,460	5,216

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、
「13委託料」を指す。

第3節 公務員制度改革に関連する措置等

1. 公務員制度改革大綱に基づく措置

(1) 経緯

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行うこととされた〔資料20〕。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

上記の方針のうち①については、実施計画に具体的な措置内容が盛り込まれ、②から④までについては、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的な事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下この節において「申合せ」という。）を申し合わせ、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた〔資料21〕。

(2) 進捗状況

平成19年10月1日現在で行った調査によれば、全体としては、大部分の法人において申合せに沿った措置が講じられていたが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在した。これらについては、公務員制度改革大綱及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。調査結果の概要は、以下のとおりである（法人数は共管による重複を除いた実数である。）〔資料89〕。

（退職公務員の役員就任状況に関する情報開示）

申合せ記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別を付記するとともに、国家公務員出身者^(注1)である役員についてはその最終官職を付記するよう指導す

ることとされている。

その実施状況を見ると、国所管のすべての法人（6,720 法人）のうち、6,707 法人（国所管のすべての法人全体の 99.8%）において役員名簿に常勤・非常勤の別を付記し、役員に国家公務員出身者のいる法人（2,871 法人）のうち、2,855 法人（役員に国家公務員出身者のいる法人全体の 99.4%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

なお、調査時点では措置が講じられていなかった法人についても、平成 20 年 7 月末までにすべて措置されている。

（役員の報酬・退職金規程の整備・公開）

申合せ記 2 では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人^{（注2）}に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載することとされている。

その実施状況を見ると、国から補助金等を受けている等の公益法人（1,093 法人）中、役員報酬規程を定めている法人は 1,086 法人（対象法人全体の 99.4%）、退職金規程を定めている法人は 1,080 法人（対象法人全体の 98.8%）であり、そのうち、具体的支給水準が明らかになっている法人はともに 1,070 法人（対象法人全体の 97.9%）となっている。

また、役員報酬規程を定めている法人の 99.8%、退職金に関する規程を定めている法人の 99.6%が役員の報酬規程・退職金に関する規程を公開している。

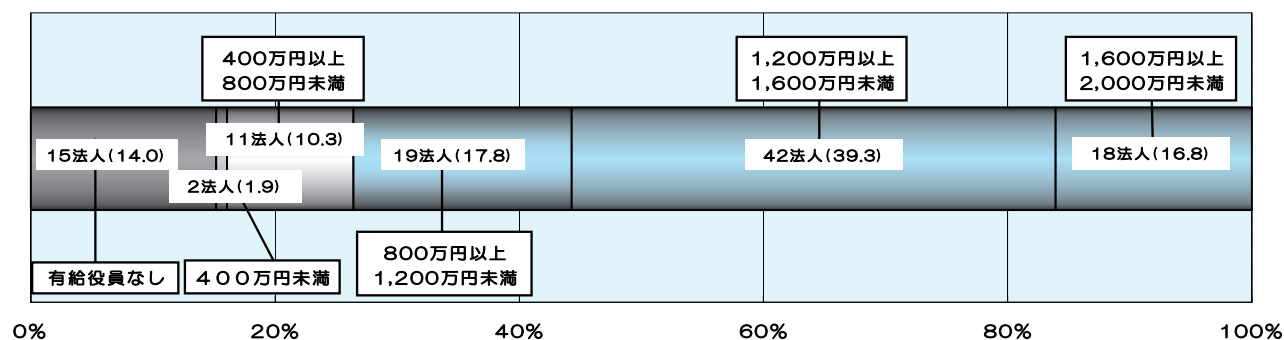
なお、調査時点では具体的支給水準が明らかな役員の報酬規程及び退職金規程が定められていなかった法人についても、平成 20 年 7 月末までに、それぞれ 15 法人、17 法人の規程が整備され、他の法人についても次期理事会等において、具体的支給水準が明らかな規程を整備することとしている。

（役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）

申合せ記 3 では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人^{（注3）}に対し、常勤の役員の報酬・退職金については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、独立行政法人についても、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）により、原則 65 歳まで（ただし、理事長等は 70 歳まで）とされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、申合せ記 3 の対象法人（107 法人）のうち、有給役員がいる法人は 92 法人（対象法人全体の 86.0%）であり、平均額が 1,200 万円以上 1,600 万円未満の法人が 42 法人（対象法人全体の 39.3%）と最も多くなっている（図 3-3-1）。なお、平均額が 2,000 万円以上の法人はなかった。

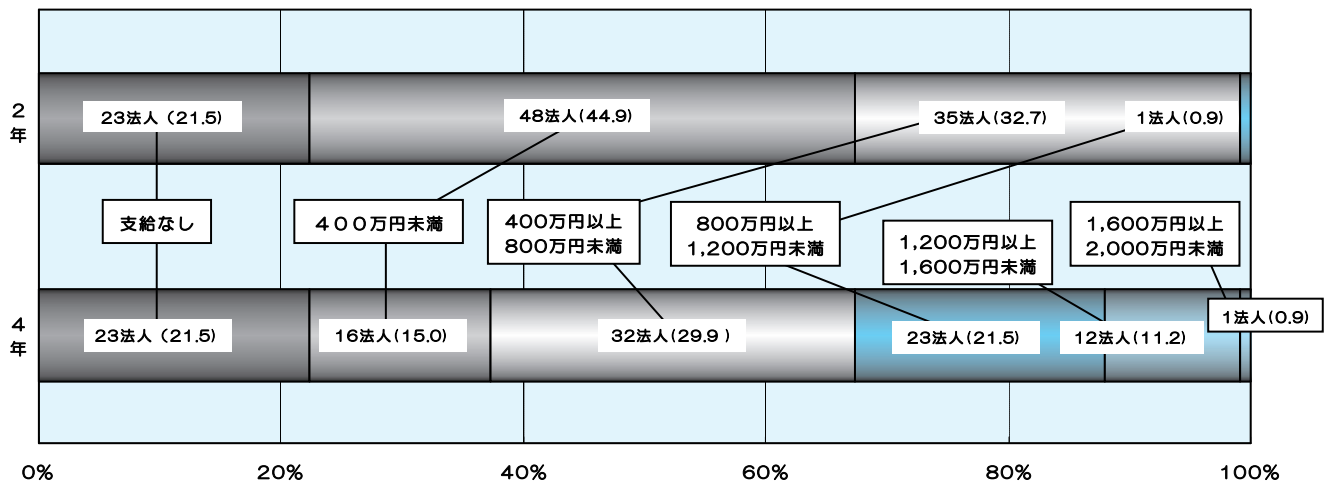
図 3-3-1 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



役員の平均退職金額については、仮に常勤役員が勤続2年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、対象法人（107法人）のうち、平均額が400万円未満の法人が48法人（対象法人全体の44.9%）と最も多く、次いで平均額が400万円以上800万円未満の法人が35法人（対象法人全体の32.7%）となっている。次に、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が400万円以上800万円未満の法人が、32法人（対象法人全体の29.9%）と最も多く、次いで800万円以上1,200万円未満の法人が23法人（対象法人全体の21.5%）となっている（図3-3-2）。

また、役員の在任年齢に関する規程を整備している法人は101法人あり、各法人が整備している規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

図3-3-2 仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合
（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



(注1) この項において、国家公務員出身者とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者をいう。
 (注2) 国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成18年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。
 (注3) 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成18年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。

2. 「今後の行政改革の方針」に基づく措置の実施状況

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、国家公務員の適切な退職管理に資するため、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者^(注4)の就任について、民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう法人を指導し、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告することとされた〔資料16〕。

また、上記閣議決定を受け、平成17年3月2日には、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において、当該閣議決定に基づく報告に係る手順等を定めた「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について」を申し合わせた〔資料17〕。

なお、平成18年12月2日から19年12月1日までの間に、国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員に就任する者として内閣官房長官に報告があったものは4件であり、その状況については、平成19年12月26日に公表したところである。

3. 「行政改革の重要方針」の推進状況

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、公務員の総人件費改革の一環として、主務大臣は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対して、申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請することとされた〔資料18〕。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、政府は、国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員給与の実態を把握するための調査を実施し、法人への指導の強化・徹底とそのフォローアップを行うこととされた。

また、同閣議決定において、「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底とそのフォローアップを行うとされたことを踏まえ、対象法人の給与の実態を把握するための調査を実施した。

その結果、職員の平均年間給与額については、対象法人（107法人）のうち、有給職員がいる法人は106法人（対象法人全体の99.1%）であり、平均額が400万円以上600万円未満の法人が48法人（対象法人全体の44.9%）と最も多く、次いで600万円以上800万円未満の法人が43法人（対象法人全体の40.2%）となっている〔資料90〕。

（注4） この項において、国家公務員出身者とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者をいう。

4. 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成7年3月に、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため、「公益法人の設立許可について」が公益法人等指導監督連絡会議において決定された〔資料2〕。その主な内容は、次のとおりである。

- ① 基本財産の造成等のため、許認可対象企業等に対し、強制的なものと解されるような寄附のあつせん等は自粛する。
- ② 国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制する。
- ③ 公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制する。

平成18年10月2日から19年10月1日までの1年間に国が設立を許可した公益法人は19法人であったが、上記決定の実施状況に関する調査を実施したところ、表3-3-3のとおりであった。

まず、基本財産の造成等に関し、1法人が許認可対象業界団体等からの出えんを受けており、許認可対象業界団体等が社員又は賛助会員等となっている法人もそれぞれ1法人ずつであった。

次に、国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする公益法人（国又は特殊法人等から委託される事業の割合（国又は特殊法人等から委託される事業による支出／事業費）が全事業の50%を超えている公益法人）はなかった。

また、公務員経験者が常勤役員へ就任している公益法人は3法人であり、就任者は9人となっている。

表3-3-3 「公益法人の設立許可について」の実施状況について

府 省 名	設 立 許 可 法 人 数	基本財産の造成等に当たり、許認可 対象業界団体等の出えん等がある法 人数			左のいずれ かの事項に 該当する法 人数	国等から事 業の委託を 受けている 法人数	うち事業の 50%以上 が国等から 委託	公務員経験者の常勤役 員への就任状況	
		基本財産	社 員	賛助会員等				法 人 数	役員就任者 数(人)
内 閣 府	0								
警 察 庁	0								
金 融 庁	1	-	1	0	1	0	0	0	0
総 務 省	1	0	-	0	0	0	0	0	0
法 務 省	0								
外 務 省	0								
財 務 省	0								
文部科学省	13	1	0	0	1	0	0	0	0
厚生労働省	1	-	0	-	0	0	0	0	0
農林水産省	1	-	0	0	0	0	0	1	1
経済産業省	3	0	-	0	0	0	0	2	8
国土交通省	2	0	-	1	1	0	0	0	0
環 境 省	0								
防 衛 省	0								
合 計	19	1	1	1	3	0	0	3	9

(注) 1 「基本財産」、「社員」又は「賛助会員等」の欄が「-」となっているのは、それぞれ、新設の財団、新設の社団又は賛助会員制度を持つ新設の法人がないことを示す。
2 「合計」欄は、共管による重複を除いた実数である。

第4節 公益法人制度改革をめぐる動き

現行の公益法人制度は、明治29年制定の民法に基づくものであるが、平成18年に公益法人制度改革関連3法が制定され、その施行が平成20年12月1日に予定されている。新しい制度では、法人の設立と公益性の判断が分離される等、108年ぶりに公益法人制度が抜本的に改められることとなり、行政と公益法人をめぐる環境が大きく変貌していくことが予想される。現在、内閣府等において、新公益法人制度施行に向けた諸準備が進められているところである。

1. 公益法人制度改革の経緯

個人の価値観が多様化する今日の我が国においては、官から民への大きな流れの中で、行政でも営利企業でもない民間非営利部門が、社会のニーズに柔軟かつ機動的に対処して、公益活動を積極的に展開することが強く要請されるようになってきており、こうした活動の健全な発展を促進するためには、簡易に設立できる法人制度の創設が求められている。ところが、現行の公益法人制度は、主務官庁制の下で、法人の設立と公益性の判断とが一体的であることから、設立許可が裁量的に運用されているとの批判もあった。また、公益法人自身においても不適切な事案が相次ぎ、内部統制の強化、充実も課題となっていた。

このような中、平成14年3月に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」において、公益法人制度について「抜本的かつ体系的な見直しを行う」こととされたことを受け、内閣官房を中心に幅広い観点から検討が進められた結果、平成18年3月に公益法人制度改革関連3法案が国会に提出され、国会における審議を経て可決・成立し、同年6月2日に公布された。成立した法律は次のとおりである。

- ・ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)
- ・ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)

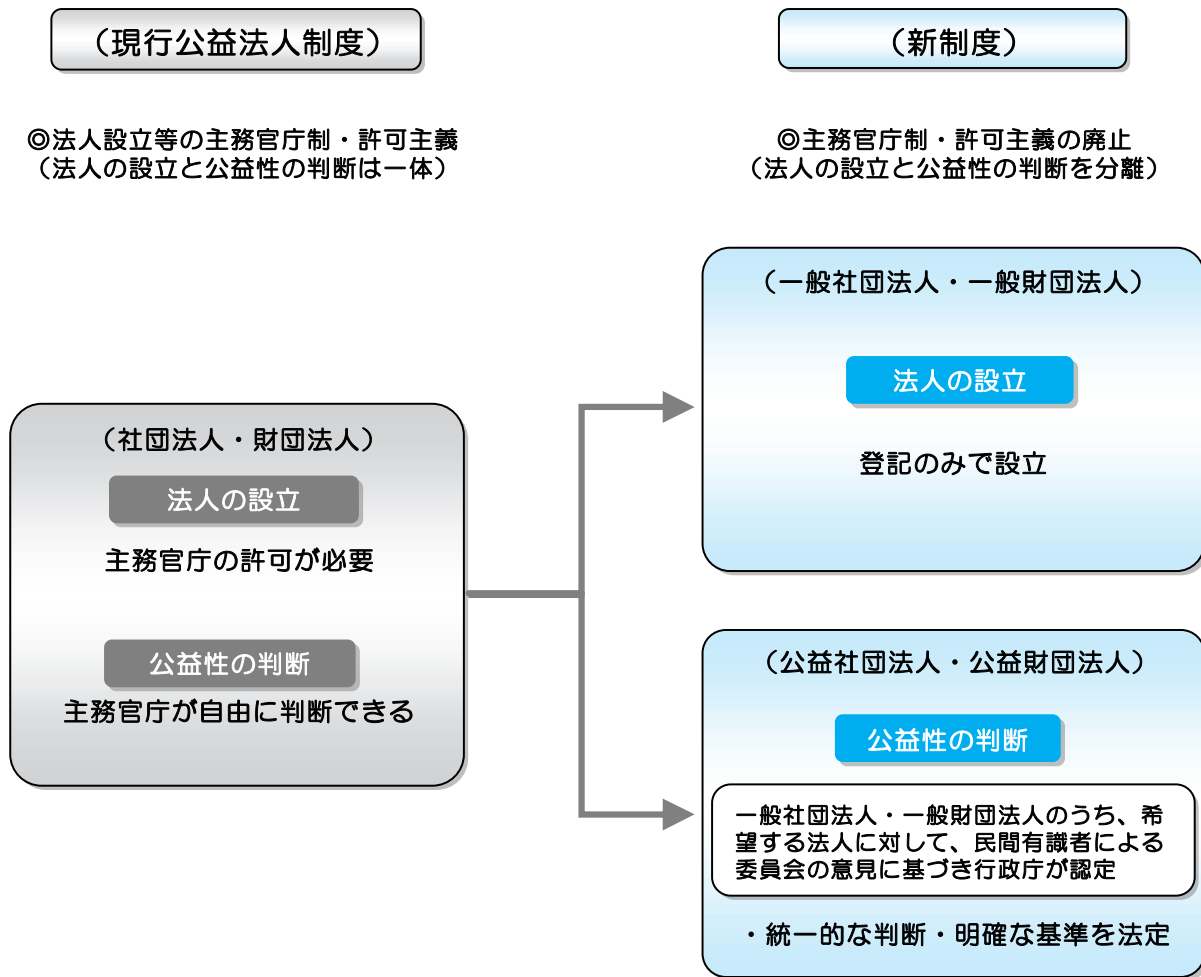
2. 新たな公益法人制度の特色

現行制度においては、各主務官庁が公益法人の設立許可等を行う仕組みとなっているが、新たな制度においては、設立許可と一体であった公益性の判断が分離されることに大きな特色がある。

まず、法人の設立については、これまでの許可主義に代わり、準則主義(登記)により簡便に法人(一般社団法人又は一般財団法人)が設立できることとされる。

そして、これらの中から法令で定められた明確な基準によって公益性の認定を受けた法人が、公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)となる。公益性の認定は、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、国にあっては内閣府、地方にあっては知事が一元的に行うこととされ、従前の制度とは異なり、省庁から切断されることとなる。また、認定後の公益法人に対する監督についても、同様の仕組みで行われることとなっている(図3-4-1)。

図3-4-1 公益法人制度改革のポイント



3. 公益法人制度改革関連3法の概要

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備するものである(図3-4-2)。

図3-4-2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備する。

●概要

○一般社団法人及び一般財団法人に関する制度の創設

- ・一般社団法人及び一般財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる。
- ・社員、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しない。

○一般社団法人

- 1 社員2名以上で設立可能とし、設立時の財産保有規制は設けない。
- 2 社員総会及び理事は必置。定款の定めによって理事会、監事又は会計監査人の設置が可能。
- 3 資金調達及び財産的基礎の維持を図るため、基金制度の採用が可能。
- 4 社員による代表訴訟制度に関する規定を整備。

○一般財団法人

- 1 設立者は、設立時に300万円以上の財産を拠出。
- 2 財団の目的は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更不可。
- 3 理事の業務執行を監督し、かつ、法人の重要な意思決定に関与する機関として、評議員及び評議員会制度を創設。
- 4 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必置。定款の定めによって、会計監査人の設置が可能。

○通則

- 1 法人制度の濫用防止の観点から、休眠法人整理の制度及び裁判所による解散命令の制度に関する規定を整備。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間での合併が可能。
- 3 大規模な法人について、会計監査人の設置を義務付け。
- 4 計算、定款の変更、清算、訴訟、非訟、登記、罰則等について所要の規定を整備。

※ 政府は、施行後適当な時期に、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設するものである（図3-4-3）。

図3-4-3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する。

●概要

○公益社団法人及び公益財団法人の認定制度の創設

1. 公益目的事業を行う一般社団法人及び一般財団法人は、内閣総理大臣又は都道府県知事の認定（公益認定）を受けることが可能。
2. 公益認定を受けた一般社団法人は「公益社団法人」、一般財団法人は「公益財団法人」という名称を使用。
3. 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関し税制上の措置。

○公益認定の基準等

1. 公益目的事業について、学術、技芸、慈善その他の公益に関するものとして別表において列挙。
2. 法人の目的及び事業について、公益目的事業を主たる目的とすること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと 等
3. 法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれること
4. 法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、収益等の額が一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること、理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること 等
5. 法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること、清算の際に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること 等
6. 欠格事由として、暴力団員等が事業活動を支配している法人であること、滞納処分を受けて3年を経過しない法人であること、認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること、その役員が暴力団員等である法人であること等を列挙。

○公益法人の遵守事項等

以下の事項を遵守事項として規定。

1. 公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関する禁止行為（寄附の強要等）を行わないこと。
2. 公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分すること。
3. このほか、収益事業等ごとの区分経理、報酬等の支給基準の公表等、財産目録の備置き、閲覧及び行政庁への提出等を遵守すること。

○公益法人の監督

1. 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、公益目的事業を2以上の都道府県の区域内で行う旨を定款で定める公益法人等については内閣総理大臣が、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が、それぞれ行政庁として監督。
2. 内閣府に、内閣総理大臣の諮問に基づき公益認定等の処分や政省令の改廃について答申を行う有識者からなる合議制の機関（公益認定等委員会）を設置。
3. 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を設置。
4. これらの合議制の機関の判断に基づき、公益法人の認定や、公益法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告・命令、認定取消し等を実施。

※ 政府は、施行後適当な時期に、必要と認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

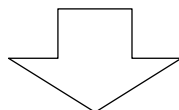
(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

(1) 及び(2)の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備するとともに、既存の公益法人に係る経過措置を定めるものである（図3-4-4）。

図3-4-4 現行の公益法人の新制度への移行措置の概要

約2万5千ある現行の公益法人が新たな制度に円滑に移行するための規定を整備

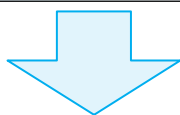
社団法人・財団法人



(平成20年12月1日～)

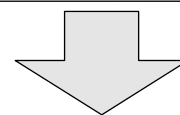
特例民法法人

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○名称は、従来の「社団法人～」、「財団法人～」を使用可 ○業務の監督は従前の例により現行の主務官庁 ○定款の記載、機関設計等は基本的に従前のとおり ○施行日において現行の登記を新法の登記とみなす | <ul style="list-style-type: none"> ○決算公告義務は法律で課さず、従来の情報公開を引き続き指導 ○特例社団法人は基金を募集できる ○特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続できる ○特例民法法人は特例民法法人と合併できる |
|--|--|



認定申請

<施行日から5年以内>



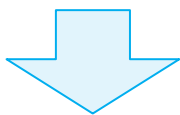
認可申請

<認定の基準>

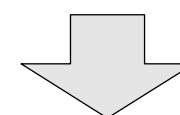
- 定款の変更の案の内容が一般社団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省(府)令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

<認可の基準>

- 定款の変更の案の内容が一般社団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 純資産額が一定額を超える法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること



認定



認可

登記

<公益社団法人・公益財団法人>

- 一般社団法人法及び公益法人認定法の規定が適用
- 行政庁が監督

<一般社団法人・一般財団法人>

- 一般社団法人法及び一般財団法人法の規定が適用
- 【純資産に相当する額が一定以上の法人の場合】
 - ①公益目的支出計画に基づき公益の目的のための支出を実施
 - ②残余財産の帰属先について制限
 - ③公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲で行政庁が監督
- 公益目的支出計画の実施の完了が確認されれば、①～③の義務等は解除

4. 新公益法人制度の施行に向けた取組

(1) 公益認定等委員会の設置及び政令・内閣府令の整備

国においては、平成19年4月1日、内閣府に公益認定等委員会が設置され、7人の委員が任命された。この公益認定等委員会は、まず、内閣総理大臣からの諮問を受け、公益認定等に係る政令及び内閣府令について審議した。その結果、同委員会の答申（同年6月15日）を受け、政府においては、同年9月7日に関係政令及び内閣府令を公布し、新制度の施行日が平成20年12月1日と確定した。

<公益認定等委員会 委員>

雨宮 孝子	明治学院大学大学院法務職研究科教授
◎池田 守男	株式会社資生堂相談役
大内 俊身	元 東京高等裁判所民事部総括判事
○佐竹 正幸	元 日本公認会計士協会常務理事
袖井 孝子	お茶の水女子大学名誉教授
出口 正之	国立民族学博物館教授
水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授

◎委員長、○委員長代理（50音順）

同様に、各都道府県においても、合議制機関を設立するための条例が制定され、準備作業が進められている。

審議の基本方針（平成19年4月13日の第3回公益認定等委員会において合意）

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

（注） 柱書の記述は、公益認定法第1条（目的）から抜粋

(2) 税制の整備

公益法人が行う活動を促進するためには、これを支援する適切な税制を整備することが重要である。政府税制調査会等において新公益法人制度に係る税制措置について検討が行われた結果、平成20年度税制改正では、公益社団・公益財団法人について、収益事業から生じた所得についてのみ法人税を課税（ただし、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものは除く。）とするとともに、収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄

附金の額とみなし、損金算入する（その公益目的事業の実施のために必要な金額を限度）こととされた。一方、寄附税制についても、すべての公益社団・公益財団法人を寄附優遇の対象となる特定公益増進法人とすることとし、寄附金の損金算入限度額も拡大することとされた〔資料95〕。

（3） 新公益法人制度施行に向けた準備と普及啓発

内閣府（公益認定等委員会）においては、政令・内閣府令制定後も、制度の運用に関して幅広く検討を行っている。その結果、平成20年4月11日には、関係法令の解釈や公益認定等に係る事実認定に当たっての留意点を整理した「公益認定等ガイドライン」や、公益認定制度に対応した会計基準の在り方について定めた「公益法人会計基準」等を決定・公表した。さらに、公益認定等に係る申請書の様式や、申請書の記載要領等について解説した『申請の手引き』を公表するなど、新制度の施行に向けた準備を着々と進めている。

なお、新制度は一世紀振りの抜本的な制度改革であり、公益法人等が円滑に新制度へ移行できるようにするためには、新制度の趣旨や内容について周知徹底を図ることが不可欠である。そこで、内閣府（公益認定等委員会）では、パンフレットの作成やホームページ（公益認定等委員会ホームページ：<<http://www.cao.go.jp/picc/index.html>>）を通じて、関係者への周知徹底に努めているほか、総務省とも協力しながら、研修会の開催や相談への対応等、新制度の周知に努めている。